

令和５年第７回白河市農業委員会総会議事録

１．開催の日時及び場所

日 時 令和５年７月３１日（月）午後２時００分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

２．会議構成人員（３８名）

出席農業委員（１７名）

欠席農業委員（２名）

出席農地利用最適化推進委員（１８名）

欠席農地利用最適化推進委員（１名）

３．本日の提出議案

- １ 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について
- ２ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
- ３ 議案第３号 白河農業振興地域整備計画の変更について

◎開 会

事務局長 時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が7件、白河農業振興地域整備計画の変更関係が8件、合わせて20件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、議事に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和5年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その１からその５までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第３条その１について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る７月２６日、委員と譲渡人の母親、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による農地への影響も特にないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その２について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る７月２３日に委員と現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認し、譲受人とはお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２６日に委員と譲渡人、譲受人奥様と行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その４について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 7 月 27 日、委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人から委任状があり、代理人の行政書士立会いの下、現地で調査をしました。申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その 4 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 5 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 26 日、橋本委員と譲受人と現地で、また譲渡人に電話で確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その 5 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 2 号

会長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、5 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 5 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。令和 5 年 7 月 31 日提出。会長矢野正則。

なお、41 ページから 45 ページの農地法第 5 条その 8 の案件につきましては取消しとなりましたので、よろしく願います。

以上です。

会長 農地法第 5 条その 1 について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接統事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る26日に委員と設定人、被設定人が親子で、今回は被設定人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

許可基準は、第1種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 26日に、橋本委員と被設定人と現地調査を行いました。また、設定人には電話にて確認いたしました。申請内容について間違いのないということです。今回の転用による周辺農地への影響は、特に問題はないと思われます。

皆様のご審議ほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月26日に、委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人とお会いし、双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月29日、委員と現地にて調査を行いました。また、譲

渡人、譲受人とも当日、現地でお会いしまして、申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容については間違いがないということでした。今回の転用に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、26ページをご覧ください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る7月29日、委員と現地にて調査を行いました。また、譲渡人、譲受人とも当日、現地でお会いして、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容について間違いがないということでした。今回の転用に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、31ページをご覧ください。

農地法第5条その6についてご説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 26 日に委員 3 人で現地調査を行いました。譲渡人とは電話で申請内容を確認し、譲受人と 7 月 26 日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。申請地に隣接する農地は南側のため日照の問題もなく、今回の転用による農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 6 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 5 条その 7 について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、36 ページをご覧ください。

農地法第 5 条その 7 についてご説明申し上げます。

【その 7 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 3 種農地と判断いたします。

許可基準は第 1 種農地の許可規定を準用し、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 7 月 26 日に委員 3 名で現地調査を行いました。設定人と被設定人とは電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。申請地は昨年 12 月に同じ会社により許可申請になり、再利用のため、今回の転用による農地への影響については特に問題ないと思います。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 白河農業振興地域整備計画の変更について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 それでは、44ページをご覧ください。

議案第3号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備計画に関する法律第13条第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので審議するものとする。令和5年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 白河農業振興地域整備計画の変更、その1からその8について、事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、47ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

続いて、52ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

続いて、59ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

続いて、66ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

続いて、73ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

続いて、80ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その6についてご説明申し上げます。

【その6朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

続いて、88ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その7についてご説明申し上げます。

【その7朗読】

続いて、95ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更その8についてご説明申し上げます。

【その8朗読】

農用地区域除外後の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

以上、農業振興地域整備計画の変更その1からその8までご説明いたしました。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

去る7月20日に運営委員会を開催し、現地調査と併せ、審議を行ったところであります。

その結果につきまして、運営委員会を代表し、委員に報告を求めます。

委 員 この件につきまして、白河農業振興地域整備計画の変更につきましては、去る7月20日に運営委員を開催し、白河市に意見を求められた白河農業振興地域から除外の8件について現地調査と併せ、審議を行いました。審議の結果、運営委員会としては計画変更の内容について妥当であると判断し、同意することとしましたのでご報告いたします。

以上です。

会 長 運営委員を代表して報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

委 員 農業振興地域整備計画の変更その1ですが、申請者について、我々地元の推進委員も内情がよく分かりませんので、この問題については保留にしていきたい。調査する必要があると思います。

会 長 この土地に関しては、農地として機能していなかったため、令和2年に非農地通知書が出されています。今回の農業振興地域整備計画の変更において、市農政課から農業委員会に意見を求められたときに、現状を確認する意味で地元農業委員に見てもらったということです。非農地としての現状を踏まえ、市としては、農振区域から除外することが妥当ではないかということで、今回申請されたということを聞いています。地元委員から保留し再度調査をしたいという意見がある時には、そのようにすることが妥当だと思っております。

その1について保留との地元委員の意見がありましたので、この件に関して皆さん、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 その1については保留で異議なしということで決定いたします。

そのほかの2から8については同意いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、この白河農業振興地域整備計画の変更ということで、その2から8について同意することに異議なしということと、その1については保留ということで決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 皆さん、お疲れさまでした。

それでは、事務局より申し上げます。次回総会は8月31日木曜日午後2時より、ここ正庁で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和5年第7回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時30分)
